

会 議 録

| | |
|---|--|
| 会議の名称 | 令和4年度 第2回西東京市居住支援協議会 |
| 開催日時 | 令和5年2月14日(火)午前10:00～午前11:30 |
| 開催場所 | イングビル3階 第3・第4会議室 |
| 出席者 | <p>〈出席〉</p> <p>【座長】山本委員、【副座長】坂本委員、名古屋委員、及川委員、古園委員、高月委員、関根委員、安藤代理委員（池嶋委員の代理出席）、橘委員、林代理委員（飯島委員の代理出席）、岡田委員、堀委員、徳丸委員（和田委員の代理出席）</p> <p>〈欠席〉</p> <p>上田委員、高橋委員、田島委員</p> <p>〈事務局〉</p> <p>住宅課住宅係：坂本係長、山本主査、國峯主査、樹神主事</p> |
| 議 事 | <p>【報告事項1】</p> <p>令和4年度 住宅セーフティネット相談実績の速報報告（令和4年12月末時点）について</p> <p>【報告事項2】</p> <p>居住支援普及啓発活動について</p> |
| 会議資料の名称 | <p>1 西東京市居住支援協議会委員名簿</p> <p>2 令和4年度 第2回 西東京市居住支援協議会 報告資料</p> <p>3 令和5年度 西東京市居住支援協議会 年間スケジュール（案）</p> <p>参考資料 西東京市居住支援セミナーチラシ（校正中）</p> |
| 記録方法 | <input type="checkbox"/> 全文記録 <input checked="" type="checkbox"/> 発言者の発言内容ごとの要点記録 <input type="checkbox"/> 会議内容の要点記録 |
| 会議内容 | |
| <p>1 開会</p> <p>≪事務局挨拶≫</p> <p>（配布資料の確認と、資料1に基づき、令和4年7月10日からの新しい任期に伴い変更のあった2人の委員を紹介。）</p> <p>【事務局】</p> <p>本日は、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策を取りながら、効率的な会議運営を行うことで、会議時間を短縮できるよう努めるため、委員の皆様にも協力をお願いします。</p> <p>議事に入る前に、資料1について事務局からご説明する。一部構成員の入れ替えはあったが、令和4年7月10日から新たな任期が始まっており、令和6年7月9日までは、資料1に記載の委員の皆様にご協力をお願いしたい。</p> <p>また、令和4年7月10日からの新しい任期に伴い、不動産関係団体からの選出として、公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会北多摩支部の名古屋委員が新たに選出されたことをご報告する。名古屋委員から一言ご挨拶をお願いしたい。</p> | |

【名古屋委員】

公益社団法人 東京都宅地建物取引業協会北多摩支部の組織委員長をしている。仕事の方は西東京市内で不動産業を営んでおり、昨日もご高齢の方の相談を受けたり、管理をしたりなどしていた。このような協議会の場を通じて色々と勉強させていただき、意見交換を出来たらと思うので、今後もよろしくお願ひしたい。

【事務局】

また、本日は欠席だが、令和4年7月8日に開催した令和4年度第1回の本協議会でも、報告させていただいたとおり、令和4年7月10日からの新しい協議会の委員構成において、子育て支援部子ども家庭支援センター長の宮崎委員が退任され、新たに総務部危機管理課長の高橋委員が追加となっているため、改めてお知らせする。
ここからの進行は、座長にお願いする。

【座長】

出席委員数が定足数を満たしていることを報告する。本協議会において、西東京市市民参加条例の定めにより、会議の傍聴及び会議録は、原則公開とする。会議録は、発言者の発言内容ごとの要点記録とし、一般に公開とすることによろしいか。

～各委員 異議なし～

【座長】

本日の傍聴希望者は、現在のところ0名である。

2 議事

報告事項（1）令和4年度 住宅セーフティネット相談実績の速報報告（令和4年12月末時点）について

【座長】

事務局からの説明を求める。

【事務局】

<資料2のスライド10までを説明>

【座長】

ただいま事務局から説明のあった件について、ご質問のある方はいるか。

【及川委員】

スライド5で障害者世帯の話をしているが、今そのような方々はどちらにお住まいなのか。親元にいる、施設に入所しているなど、分かる範囲で教えていただきたい。

【事務局】

実際には施設や親元にとりいうケースにはなっておらず、相談があった時点での住まいにいらっしやり、お引越し先が見つからないというケースが多い。

【座長】

そうなると現在は民間賃貸住宅に居り、何らかの理由で引越しの必要があるということか。

【事務局】

その通りである。

【座長】

一旦は民間賃貸住宅に入られたとのことだが、古園委員は今の話を聞いてどうか。

【古園委員】

なかなか民間賃貸住宅に入るのは難しいと感じながら、日々相談に乗っている。

【座長】

やはり民間賃貸住宅で一人暮らしをしたいという気持ちを持った方が多いのか。

【古園委員】

自立した生活を希望されている方が多くいる。しかし、転居した後の生活が大事になってくるため、大家さんの理解がないと難しいと感じる。仲介業をするにあたって紹介しづらい方も中にはいるため、日々人を見ながら対応をしている。

【座長】

中には支援を得ながら民間賃貸住宅で暮らせる方はいるが、そうでない方はどのような所にお住まいになると良いと感じながら支援をされているのか。

【古園委員】

最初に思いつくのは、グループホーム又は病院である。入院なども視野に入れながら検討することとなる。

本人にとっては酷だと思うが、この1年様々な障害のある方と出会ってきて、本人だけの気持ちでは出来ないかなという気持ちが強くなってきている。

【座長】

ご苦労されているのがよく伝わってきた。というのも、他の居住支援協議会でも精神の方はとても難しいという話になることが多い。お一人で何の支援もなくというのは難しいのではないかという意見が出ており、どうしたら良いか頭を抱えているところが多い。そのため、可能な方は支援をしながら入居が出来るような方向で進めているというのがよく分かった。

及川委員、やはり精神障害者の方は何の支援もなくというのは、難しいか。

【及川委員】

全日本不動産協会の多摩地域の各市でも居住支援協議会があと2か所あるが、やはり精神疾患の方が一番難しいという話が出ている。「ささえる手」のようなところが参加されているのが心強い。「ささえる手」のような居住支援団体が一緒に支援をしないと難しいのではないかと思うため、頑張っていたきたい。

【座長】

そのような期待のご意見があるがどうか。

【古園委員】

「ささえる手」は、法人として8期を迎えて、宅建免許を取ってから来年初めての免許更新となる。当初は居住支援を手広く、事業をより拡大しつつと考えていたが、こちらの支援も限定的にしなければならないと感じていた。

行政の方をはじめ、支援をしていただかないと、なかなかこれ以上支援を広げていくのは厳しいというのが、一番現場で強く思っているところである。

【座長】

それは人手が足りないなど、そのようなことなのか。

【古園委員】

資料2の中にも記載があったが、特に精神障害者の方は支援が必要になってくる。そうすると、人員や時間も割く必要がある。居住支援だけを事業としてやっている法人は少ないと思う。当法人も今までは居住支援だけをやっていたが、今後は他の事業もやりつつ、バランスを取りながらと考えざるを得ないので、色々な方との連携を強めながらやっていければと考えている。

【座長】

本協議会の構成員で居てくださるのはとても心強いが、そういったご苦労があるということである。今の話を聞いて、林代理委員にもご意見を伺いたい。

【林委員】

古園委員からお話があったように、障害のある方は特性が人それぞれで、その方にあった住環境を見極めることが難しいことが一つあるのかと思う。

ご本人が望んでいるものと、実際にそこで生活出来るかというギャップもかなりある方がいらっしゃるため、そこは住宅を支援されている方だけでは難しい部分もある。

障害福祉サービスを使っている方であれば、計画相談の事業所などもあるので、そういった方も含めてご本人とお話をしながら、ご本人が望んでいることと、実際に出来ることのギャップをうまく理解してもらいながら、段階を追って一人暮らしというところに繋げていく必要があると、今のお話を聞いて感じた。

【座長】

もちろん「ささえる手」だけでやってもらう訳ではないが、ご協力をいただきながら少しずつ進めていければと思う。名古屋委員にも話を伺いたい。

【名古屋委員】

一番予測が難しいのが精神障害者の方だと思う。住宅を管理する側としては、高齢者の方であれば亡くなられてしまった時のこと、他の障害でも身体障害者の方であれば、バリアフリーが必要なのではないかと、予測をすることが出来る。

精神障害者の方の場合は、変化するというのが一番難しいところである。入居した時には元気な方でも、実際に管理をしていて、鬱や認知症などですごく変化があることがある。一見、普通にお仕事をされているような方でも、ある時突然自殺未遂を起こしてしまうということが発生することや、その部屋だけでなく周りの入居者に被害が及ぶこと、実際に何か起きてしまった際に居住者が出て行ってしまったら経営が成り立たないのではないかと、という話がある。

このようなことから民間にすべてということであると、個人で大家さんや管理するところが責任を持つということになるため、難しいと感じる。

最終的には医療機関や施設など、個人ではないところで対応が出来るような仕組みがないと難しいのではと思う。

【座長】

すぐには解決できない課題だと思うが、関根委員は如何か。

【関根委員】

西東京市社会福祉協議会の権利擁護センターで、日常生活自立事業といって、ご本人と契約をして支援をしている制度があるが、中には精神障害でアパート暮らしの方、知的障害の方、高齢者の方もいらっしゃる。

古園委員も仰っていた他団体との連携が大事だと感じる。私たちも月1回、2回は生活支援のご訪問をし、お金のことや生活の状況の手続きをするが、精神障害者の方だと波があるので、訪問看護やお薬、通院というのが出来ていると、割り和生活が安定している。

しかし、少し薬が切れてしまったり、日常生活のリズムが崩れるとなると、生活が乱れてしまうなど問題行動が出てくるため、私たちもその方の関わっている障害の医療やサービスの方、大家さんなどと連携を取るのが必要だと思う。

私たちもご本人の話を聞きながら生活を支えるという部分では、皆様と連携を取りながら障害者の方がアパートで暮らせるお手伝いをしている。

確かにご本人の暮らしたいという思いだけでは難しいところがあるので、やはりグループホームになる場合もあり、そちらで3年経ってアパートに移るという方もいる。

そのタイミングでも私たちは利用者の方のお手伝いができれば、皆様方とも連携を取って支援が出来るのかなと思う。また、転居というところで、実際になかなか見つからないという状況はあり、障害のある子が高齢者の母と住んでいて、母が施設へ入ってしまうと、やはり家で一人は難しいので、グループホームなのかアパートなのかというところで実際に探しているケースもある。また皆様とご相談させていただきながら進めていけたらと思っている。

【座長】

坂本副座長に伺うが、公営住宅において障害のある方への優遇措置は怎么样了。

【副座長】

西東京市についていえば、都営住宅は当然あるが、市営住宅の話をさせていただくと、市内には大きく3団地あり、木造の市営住宅が2団地と、高齢者向けのシルバーピアであるオーシャン・ハウスという借上げ住宅が1つある状況である。

仰る通り、民間では、なかなか引き受けが出来ないということであれば、公営住宅が役割を果たす部分があるべきという意見があるかと思う。しかしながら、高齢者向けのシルバーピアではない、木造住宅の2団地は、老朽化が進んでいるということで、現在の使用者には退去をお願いしている状況であり、退去しても建物が古いため、全て取り壊しを予定しており、新たな使用者の募集は実施していない。そのため、市営住宅としては、受け入れる術がないため、都営住宅を案内しているような状況である。

【座長】

この課題は、どこでもすぐには進まないで、どのようにしていくか考えていかなければいけない。ただ、ここでは「ささえる手」がいるため心強い。先ほども連携という話があったが、一緒に考えていきたい。

そこで林委員に伺いたい、西東京市では精神障害者のグループホームはあるのか。

【林委員】

精神障害者の方をメインの対象としているグループホームがある。西東京市ではグループホームの数としては、最近かなり増えている状況である。

【座長】

このことに関して、意見等がある方はいるか。

～各委員 意見なし～

【座長】

では、他に意見のある方はいるか。

【及川委員】

精神障害者の方を民間で受けるというのは難しいと思っていた。都議会議員と全日本不動産協会が、毎年懇談会を開催する機会があるが、その度に東京都の方が空き家の枠に精神障害者の方が住めるように何パーセントかは確保して、それを各市町村に落としてくれないかということをお願いされている。

なかなかそれが降りてこないのので、他の団体さんもそのような機会があれば東京都の方に要請をしていただいて、枠を取らない限り、民間だけで作るのには難しいと思う。

精神疾患の方の年間を通してアフターフォローをしていかないと、なかなか難しいのではないと思う。薬を飲むのを途中で止めてしまったりすると、より難しいので、フォローをしながら、住む所を探していくような形ではないかと思うのではないかと考えている。

機会があれば皆さんも東京都に要請することをお願いしたい。東京都の担当者は、検討しますということで終わってしまっている。障害のこともあるため、民間だけでは難しく、東京都の方に拡大してくださいと声を大にしていかないと難しいと思っている。

【事務局】

及川委員の話のところ、精神疾患かつ高齢者の方で、市外にはなってしまうが、空き家をサブリースして居住支援法人が運営されている見守り付きアパートやシェアハウス等をご相談することもあった。そちらについては、受けるという話はしてくださったが、今は空きが無いので、空きがあれば受けるという話があった。こういった情報を本協議会でも共有させていただきながら、少しでも私たちが繋げられる幅を広げていければと思っているので、今後とも協力をお願いしたい。

【及川委員】

アパートを紹介してくれる協力店について、立川市で去年始められているが、私たち全日本不動産協会と宅建協会を併せても10社ちょっとしか協力店がなかった。立川の居住支援協議会の委員長から年に数回周知していただくようにしていただきたいという要請があったため、私たちは各会員へ周知を行っている。

もう一つ、西東京市に管理建物を持っているが、他市の会社であるなど、西東京市以外の会社もあるので、支部を跨いで、他の支部にもそれを紹介していただきたいということで、立川市の居住支援協議会が他の各支部の方にも電話や訪問をしていた。

そのお蔭もあって、徐々に登録店が増えてきているようなので、西東京市もぜひ私たち全日本不動産の隣の支部にも声を掛けていただくのが良いのではないかと。

立川市の資料を持ってきたので、後ほど座長にお渡しさせていただく。ぜひ検討していただければと思う。

【座長】

今の提案について、事務局は如何か。

【事務局】

現在、具体的な数については把握出来ていないが、協力していただける不動産店はだいぶ増えてきている。ただ、西東京市に限らず近隣の練馬区や市境の不動産店にもご協力いただいているところである。登録制度について最初から作りたいという話はしていたが、ある程度数が出てきているため、これは今後検討していきたい。

【座長】

高月委員、居住支援法人として全国展開していると思うが、何か教えていただけることはあるか。

【高月委員】

障害世帯の方は難しいというのは我々も実感している。「ホームネット」でも、最初はすべての属性をやっていたが、電話の対応で一日何回もかかってくる、メールが頻繁にきたりすることで、社員が疲弊してしまった。そのため、私どもは現状高齢者に限定して進めているが、引き続き継続している「ささえる手」さんは凄いなと思っている。

また、関連法人で狛江市においてグループホームをやっているが、戸建てを改修してやっているモデルで、数がどんどん増えていって作ればすぐに満室になる。増やしたいと思っているが設備要件など、なかなか該当する物件が見つからない。やりたいけど物件が見つからないという現状がある。そうなったらエリアも広げていきたいと考えているが、物件確保が今課題で止まっている部分がある。実際に皆さん困っているため、作ればほぼ入居が決まるという状況なので、やりたい事業者さんは結構多いかと思うが、土地や建物の確保で苦労されているイメージがある。

あとは先ほどの報告を伺って、西東京市の住宅課職員が、ここまでの件数を内見されているというのは、他の自治体では全然聞いたことがないレベルなので、ここは非常に凄いなと感心している。

私共も居住支援法人の指定を受けているため、この辺りの負担が減るように支援をさせていただくことを検討いただいても良いのかなと思う。

【座長】

仰る通りで、33.9%は凄い入居成約率だと思う。私も他の居住支援協議会に関わらせてもらっているが、1割ちょっとという位なので、本当によくやっていると感じる。

自治体によっては相談件数が減っているという、これが良い意味で減っていればとても良いことであるが、周知がされていない、信用されていないなどの理由では大変という話もあるが、よく頑張られていると思う。

高月委員が仰ったように、内見や同行回数が非常に多くて、職員の負担が大きいのではないかと、という話もあったので、職員に倒れられると元も子もないので、この部分をどうしたら良いと考えているのかお聞きしたい。どうすれば同行回数を減らすことが出来るのか。

【事務局】

内見等の同行支援の中には、物件の内見だけではなく、色々な交渉が含まれていたりする。同行回数6回の方については、生活福祉課からの相談で、住宅課への相談が令和4年8月半ばにあり、8月末には現在のお住まいを出ていかないといけない状況であった。今のお住まいを管理している不動産店に同行して、延長してもらえないかというお話など、知的障害があったりする方であったため、引越業者の調整だとかも行った。そういったところで、引越費用を出される生活保護の担当ケースワーカーとより一層連携することが出来ると良い

と考えている。各関係部署・関係機関等と、お互いにこのようなことが出来るということを知りながら、お互いの出来ることを知って、やっていただけると負担軽減に繋がるのではないかと感じている。

【座長】

安藤委員、他の部署との連携が必要だということについてどのように思うか。

【安藤委員】

本市の地域共生課では、福祉丸ごと相談ということで、困っている方を一元的に受け入れる相談体制を構築しており、困っていらっしゃる方から話を聞いて、一つ一つ対応をしていくしかないと思う。

【座長】

地域共生課と住宅課では、これまでに協力されるという事例はあったのか。

【事務局】

福祉丸ごと相談窓口とは、かなり連携を取らせていただいております。福祉の相談窓口において様々な相談が来る中で、住宅に関することとなった場合には、住宅課が一緒になって動いていく。ただ、物件の内見というところは住宅課が担当し、その結果を福祉の担当へ報告するという流れになっている。現状では、福祉丸ごと相談窓口との連携件数も多いが、それよりも更に多いのが、生活保護を担当する生活福祉課となっている。

【座長】

橘委員はどのように思われているか。

【橘委員】

高齢者支援課でも、この間住宅課にお世話になっている案件もある。先ほど説明があったように役割分担をしながら、内見は住宅課で行っていただき、そこに至るまでの経過やそこから先のことは、関係部署間の職員同士の連携の中でやらせていただいている。

住宅課の負担をどこまで減らせるかというのは、今後の課題と捉えているが、現在の連携という意味では、とても良い形で出来ていると感じている。

【座長】

他に何か意見はあるか。先ほどの事務局からの説明の中では、子育て世帯の方は、自分で何とかするというお話が多かったが、岡田委員に伺いたい。子育て世帯は、住まいに関してはあまりお困りではない状況であるのか。

【岡田委員】

本協議会の資料の中で使われている子育て世帯とは、かなり広い範囲であると思う。子育て支援課が、相談対象としているひとり親の相談では、住宅に関しては、こういった相談場所があるということをご案内させていただいている。

そのため、今回の資料1に記載されている子育て世帯の中身、詳細について少し見てみたいと思う。また、子育て世帯は、相談したままで、その後、音沙汰がなくなるというのは、どのような状況なのか。相手が電話に出ないのか、出られないのか、電話さえも使えない状況なのか、子育て支援課として出来ることを確認する上でも、そのような状況が読み取り難いと感じた。

【座長】

連絡が取れなくなるということなので、連絡はされているということであると思う。子育て支援課として、どのようなことが出来るのか、というご質問をいただいているが、事務局はどのように感じているか。

【事務局】

あまり事例がない中ではあるが、住宅を探して欲しいという依頼を受けて探したものの、そこは嫌だということを複数回続けていると、その後、市から相談者に電話をしても、電話に出ていただけないという世帯が多い。おそらく、ご自分で何とかされたのかなと思うが、ご連絡もいただかず、電話にも出ていただけないということで、住宅探しが終わったかどうか分からない状態というのが、これまでに複数世帯あったところである。

【座長】

子育て世帯の多くは、ひとり親世帯のシングルマザーやシングルファザーなのか。

【事務局】

これまでに住宅課が相談を受けたケースは、すべてひとり親でシングルマザーであった。

【座長】

このような状況とのことだが如何か。

【岡田委員】

子育て支援課でも、ひとり親の相談を受けていて、子育て支援課でご紹介した方が住宅課に相談に行っているということであれば、その後、住宅課へ相談に行ったことを確認しながら、その後どうなったかということを確認できるが、今回のケースがそうであったのかは、照合できていないため、その辺りが課題なのかなと感じた。

【座長】

西東京市では、相談に来られた方の個人名や連絡先は把握されているのか。

【事務局】

住宅に関するご相談については、相談シートという形で記入をしていただきながら、ご希望の条件等を伺っているため、名前、電話、住所等は把握している。

【座長】

名古屋委員に伺いたい。ひとり親のシングルマザーの方は、それほど物件に苦労されることはないという状況か。

【名古屋委員】

相談に来るということは、経済的なことも含めてのことが多いと思うが、よくあるのがシングルマザーの方で、単身者向けの物件を申し込みたいという相談がある。しかし他の方は単身で契約していることや、子供の泣き声などで苦情が来たりすることなどもあるので、こちらの物件は難しいですと言うことがよくある。家賃が安いところなので、私は大丈夫ですというが、私は大丈夫でも周りの人がということがあるのでお断りすることもある。

先ほど、連絡についての話があったが、その位の世代の方の特徴として、何でもネットということで、直接コミュニケーションを取るのが苦手な方が多い。特に断ったりするのが苦手な印象があり、よくニュースで飲食店でも無断キャンセルされているのも、若い方が多い印象がある。そのため、動いているからには連絡をもらえないと困るため、せめてメールで良いから連絡をくださいということでお願いしてみたら如何か。

高齢者の方は逆にすごく市に頼ってくるため、市や公的なところに高齢者の方が頼って来られているのが、凄く数字に現れているように感じる。

【座長】

良いご提案である。堀委員はここで何か気になる点や質問などはあるか。

【堀委員】

文化振興課において、居住支援協議会で関係するのが、外国人だが、市で開設している外国人相談の窓口では、今年度12月までに住まいに関する相談が3件あった。

1件は、自宅での騒音問題のため、お住まいそのものを探すということではなかったが、あとの2件は、都営住宅を探したいということで、そのうちの1件については住宅課と連携させていただいたという事例がある。

その際には、都営住宅以外も含めてご案内いただいたということが、文化振興課側の記録で残っていた。都営住宅の案件では、友人が住んでいるので、同じ所に引っ越したい、という希望があったというものであった。外国人の場合、同国人ネットワークで情報共有が図られたり、動いたりするというのはよく聞くため、おそらくそういったものではないかと推測している。

今、住宅課でも積極的に使っていただいているが、全部で17言語に対応出来るテレビ電話通訳というものを導入しており、保谷庁舎でも使えるようになっているため、ぜひ引き続きご活用いただきたい。

【座長】

外国籍の方に関して、及川委員はどのように考えるか。

【及川委員】

外国籍の方でも、不法滞在の方が非常に多く来ているという。受ける側としては、不法滞在者には貸せないということで、窓口で断っている。その場合、不法滞在者をどうするか。母国へ返還すれば良いのではないかと、ということもあるが、大家さんが難色を示して貸せないという報告を受けている。

【座長】

不法滞在者の方は、また別の問題があると思うが、そうでなければ外国籍の方であるというのは問題にはならないのか。

【及川委員】

あとは管理会社の方で生活に関する習慣が違うことを伝え、それをよく理解していただくこと。入居していただくとゴミの問題や騒音の問題や、勤務時間によっては、夜中に帰ってきて、それから仲間が集まっているという集団もあるようなので、そのようなところは気を付けていただきたい。また、契約者以外はその部屋に住まないようにと言わないと、契約者以外も、どんどん住んでしまうというケースは何件か聞いているところである。

【座長】

文化振興課では、そのようなことで相談に乗られるという事例はあるのか。

【堀委員】

実際に受けている相談の中には、お子さんの教育に関するご相談が多いという印象がある。また、対人関係についても、今年度はまだ相談はないが、相談を受けることもある。その他、地域で暮らしていく上で、地域に顔見知りが出来るということも非常に大事であることから、そういった意味でも地域のボランティアの日本語教室を紹介するケースが今年度だ

けでも20件ほどあった。このように、地域での生活に馴染んでいくためのサポートは相談窓口で対応しているという状況である。

【座長】

徳丸委員はいかがか。

【徳丸委員】

協働コミュニティ課男女平等推進係でのお話をさせていただくと、女性相談ということで、何でも相談には乗っているが、離婚や配偶者からの暴力というようなご相談が多く、住宅についても、移りたいという相談も結構多かったりする。

そういった場合、基本的に高齢者の方はあまりいらっしゃらず、子育て世帯は、ご自身で探す方が多く、早く移りたいという話がある。しかし、そのような場合でも特に離婚の話となると、ご本人も気持ちが揺れ動いて、最初は離婚しようと思っていたが、最近謝ってもらったからいいや、という気持ちなども出てくることがある。

そのため、相談にいらしても、また元に戻るなど、気持ちのブレがあるので、ご相談しても、スムーズにそのまま入居とはならない場合もあると思う。ただ、住宅探しのニーズは高いため、引き続き住宅課と連携させていただきたい。

【座長】

住宅確保用配慮者の中には、DV被害者も入っており、特別なニーズがあると思うので、連携していただければと思う。**資料2**10ページの一部対応事例紹介というところで、好事例については役割分担が出来て良い結果になったという報告であり、とても素晴らしいと思うが、困難事例2つについて、挙げられた理由や改善について教えて欲しい。

【事務局】

困難事例2では、ご本人の耳が遠いことと、読み書きが出来ないことは仕方のないところだが、不動産契約に際し、携帯電話を持っていただけないかとお願いをしたが、まず携帯電話が使えない、聞こえないというところで、お金を出して、携帯電話を持っても仕方がないという話になってしまった。この辺りを不動産店の方にも寛容に対応していただけると助かると思ったところである。

【座長】

携帯電話をお持ちでないと、やはり不動産契約は難しいということか。

【名古屋委員】

管理会社としては、電話がないと沢山の物件を管理している中で、1件ずつ訪問をしていくことになるため、時間や手間が掛かってしまうことで難しいと感じる。又は、手紙のやり取りということになるかと思うが、私どもも部屋で寝たきりの方について、ヘルパーの方や社会福祉協議会の方などが入られたりして、そのような方々が代わりに届けに来るなどのやり取りはしているところである。そのように、補助してくれる方が業者以外にヘルパーの方などがコミュニケーションを取っていただけるかによると思う。

【座長】

関根委員は如何か。

【関根委員】

携帯電話がないと、私たちもそういった方に対して連絡が取れないというのはある。先ほどの事例は高齢者であったが、ヘルパーなど1日1回誰かが行くような体制であれば、この人というように、生活のパターンが分かった上で連絡を取る形が良いと思う。このような

方はこのままサービスを使わないでいるというのは、大変なのではないか。

ケアマネジャーや地域包括支援センターの職員、配食をする方など色々な業者が入っていれば、そこと連絡を取るなどして、私たちも何とか連絡を取るようにしている。

本人がSOSを出せないところがあるため、何かがあった時のために、1日1回は誰かが行くという体制を取るようにするべきではないか。

【座長】

この困難事例の方は、まだ継続中ということか。

【事務局】

その通りである。

【座長】

すぐには解決が難しいので話は尽きないが、少しずつ精神障害者の方や認知症の方、身体的な障害がある方の話、外国籍の方の話、DV被害者など、すぐには解決できないが、それについて考えていくのがこの協議会であるため、また少しずつ話が出来ればと思う。

他に何か意見はあるか。

～各委員 意見なし～

報告事項（2）居住支援普及啓発活動について

【座長】

事務局からの説明を求める。

【事務局】

<資料2>のスライド11から説明>

【座長】

普及啓発活動について、事務局から説明があったが、何か意見・提案等はあるか。

これを見たという方はいるか。

【事務局】

実際にアスタビジョンで普及啓発動画を観て相談に来ましたという相談者の方もいらっしゃったところである。不動産店についても何店かお持ちしたところ、ご理解いただき、折角このような事業を始めたのだから、良い事例を作りましょうとご協力いただいた不動産店も出てきているところである。

【座長】

他自治体では、ここまで普及啓発を実施しているところがないので、非常に良い取組で、このような取組がもっと広がっていけば良いと思う。

このほか、何か意見・提案等はあるか。

～各委員 意見なし～

3 その他

令和5年度 西東京市居住支援協議会 年間スケジュール（案）について

【座長】

事務局からの説明を求める。

【事務局】

<資料3に基づき、令和5年度 西東京市居住支援協議会 年間スケジュールについて説明>
その他、居住支援セミナーチラシ（校正中）を基に居住支援セミナーの開催予定のほか、令和5年度において、各種住宅施策に係る計画の改定等にあたり、市民向けの住意識アンケート調査の実施を予定しているため、担当者から後日メールで意見照会を行う旨を説明。

【座長】

令和4年度の居住支援セミナー及び令和5年度 西東京市居住支援協議会 年間スケジュール、住意識アンケート調査について、事務局から説明があったが、何か意見等はあるか。

～各委員 意見なし～

【座長】

令和5年度に「西東京市住宅確保用配慮者賃貸住宅供給促進計画」の改定を予定されていて、ご意見を伺いたいとのことだが、来年度の協議会のどこかで実施されるということか。

【事務局】

その通りである。

【座長】

その他に何か意見等はあるか。

～各委員 意見なし～

【座長】

以上で、令和4年度第2回西東京市居住支援協議会を終了する。